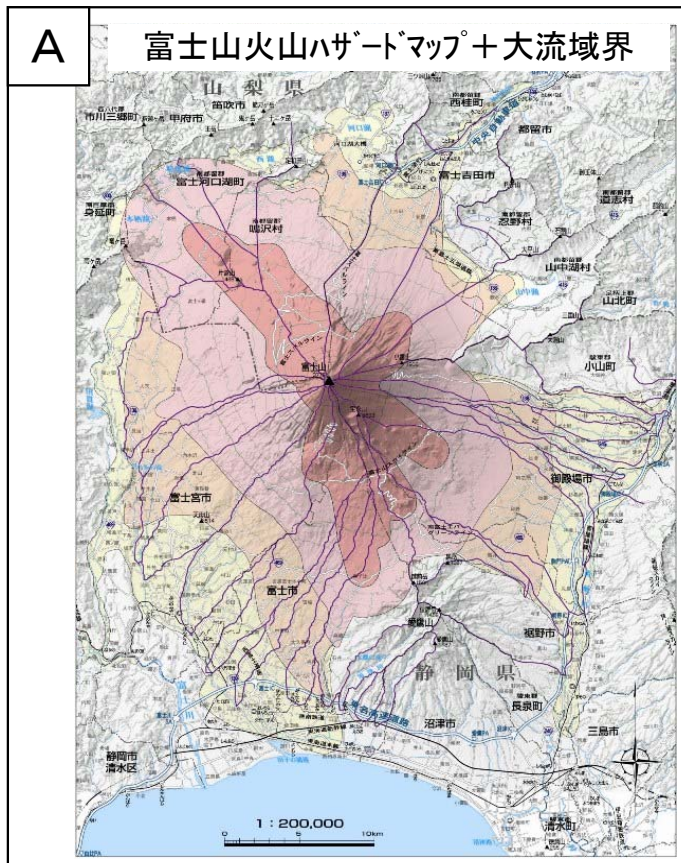
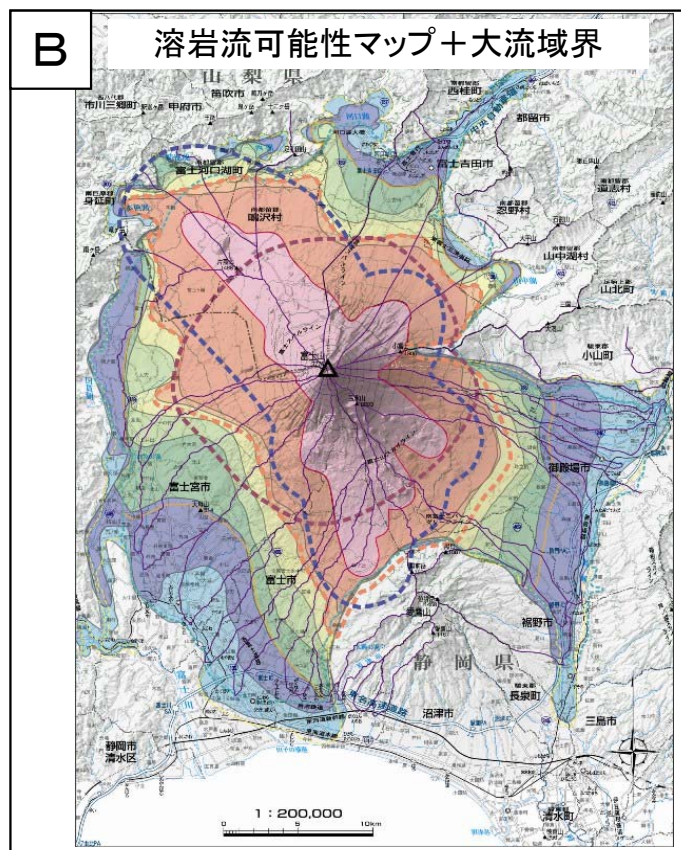


富士山火山防災対策について(避難単位の設定と避難の考え方(案))



富士山火山ハザードマップ: 溶岩流、噴石、火砕流、融雪型火山泥流についての影響予測範囲を重ねて表示したもの



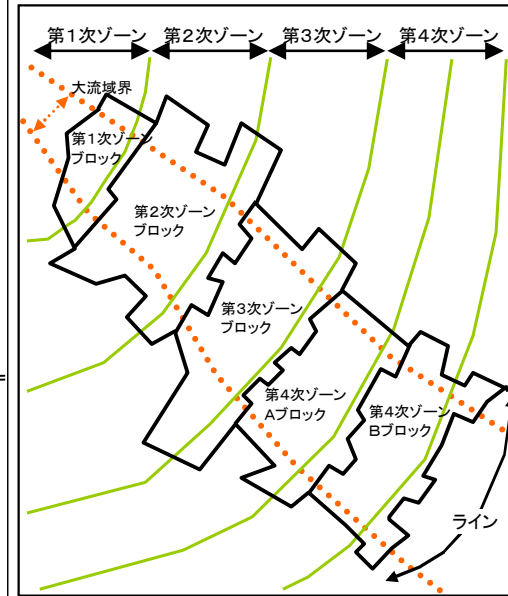
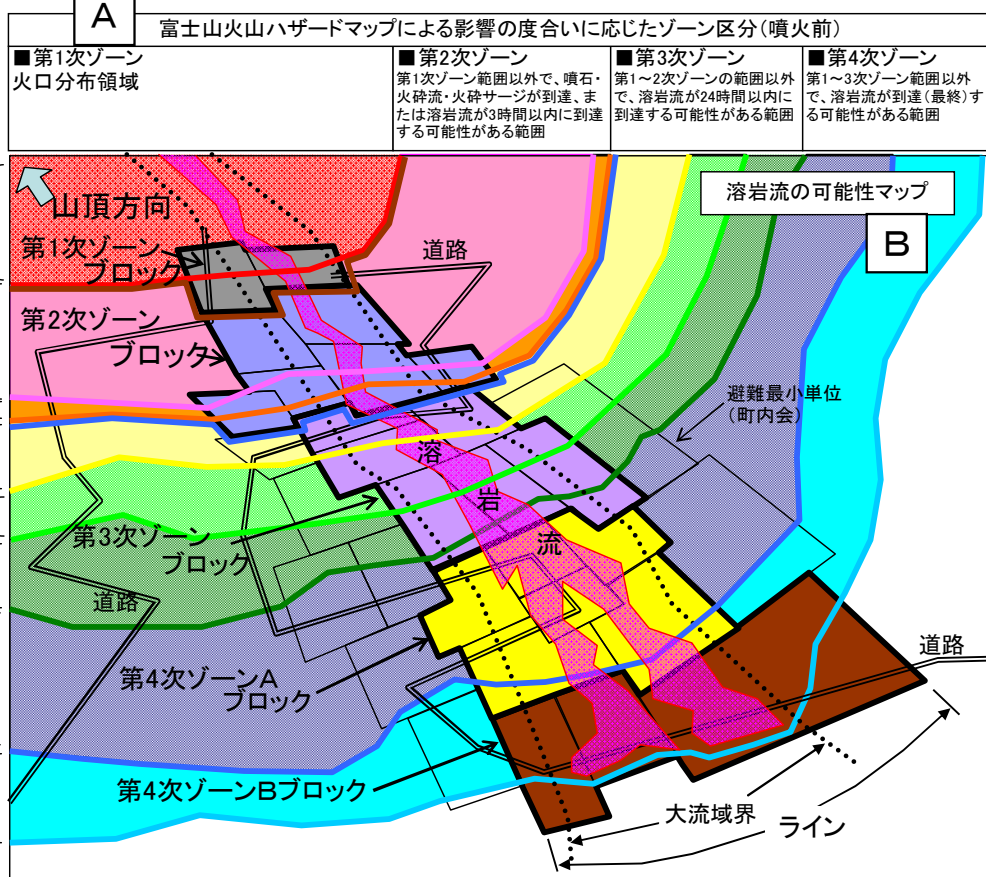
溶岩流可能性マップ: 溶岩流が到達する可能性のある範囲について、最も早く到達する時間で合成したもの。
大流域界: 降水(雨水、融雪水など)が集まって流れる領域の大きな範囲。

C 避難単位の設定・避難の考え方

溶岩流可能性マップに大流域界を重ね、溶岩等が流下到達する可能性のある範囲を、町内会単位に基づいて避難範囲(ブロック)を設定

一般住民の場合

避難順序	噴火警戒レベルと避難行動					溶岩流が到達する可能性のある範囲(溶岩流の可能性マップの説明)
	レベル3	レベル4	レベル5	レベル5 拡大①	レベル5 拡大②	
①	(観光客等は活動自粛)	避難	避難	避難	避難	火口分布領域
②	-	避難準備	避難	避難	避難	溶岩流2時間到達範囲 溶岩流3時間到達範囲
③	-	-	避難準備	避難	避難	溶岩流6時間到達範囲 溶岩流12時間到達範囲 溶岩流24時間到達範囲
④	-	-	-	避難準備	避難	溶岩流7日間到達範囲
⑤	-	-	-	-	避難準備	溶岩流最終到達範囲



避難の考え方:
 避難は、噴火警戒レベルと富士火山噴火による影響の度合いに応じたゾーン区分に基づき判断する。(第4次ゾーンについてのみ、溶岩流到達7日範囲(第4次ゾーンA)と最終範囲(第4次ゾーンB)の2つのゾーンに区分する)。

避難順序①: 噴火警戒レベル4が発せられた場合、第1次ゾーンと第1次ゾーンに含まれる町内会を含めた範囲を避難範囲とし、第2次ゾーンと第2次ゾーンに含まれる町内会を含めた範囲を避難準備範囲とする。

避難順序②: 噴火警戒レベル5が発せられた場合、第2次ゾーンと第2次ゾーンに含まれる町内会を含めた範囲を避難範囲とし、第3次ゾーンと第3次ゾーンに含まれる町内会を含めた範囲を避難準備範囲とする。

避難順序③: 噴火警戒レベル5が発せられた状態で、火山災害等が更に拡大の可能性がある場合、溶岩等の流下が想定される大流域界で、第3次ゾーンに含まれる町内会を含めた範囲(第3次ゾーンブロック)を避難範囲とし、同流域界の第4次ゾーンAに含まれる町内会を含めた範囲(第4次ゾーンAブロック)を避難準備範囲とする。

避難順序④: 噴火警戒レベル5が発せられた状態で、火山災害等が更に拡大の可能性がある場合、同流域界の第4次ゾーンAに含まれる町内会を含めた範囲(第4次ゾーンAブロック)を避難範囲とし、同流域界の第4次ゾーンBに含まれる町内会を含めた範囲(第4次ゾーンBブロック)を避難準備範囲とする。

避難順序⑤: 噴火警戒レベル5が発せられた状態で、火山災害等が更に拡大の可能性がある場合、同流域界の第4次ゾーンBに含まれる町内会を含めた範囲(第4次ゾーンBブロック)を避難範囲とする。

